



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ワイエイシー株式会社
代表者名 代表取締役社長 百瀬 武文
(コード番号 6298 東証第一部)
問合せ先 取締役 平井 雄一
(TEL 042-546-1161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) FEL (フィールドエミッションランプ) 及び太陽電池等の事業の多様化に対応するため、目的事項を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号以下「決済合理化法」といいます) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されたことから、これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款 8 条 (株券の発行) については、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めに基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更を決議したものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は次ぎの各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 半導体製造関連装置、磁気ディスク製造関連装置、液晶ディスプレイ製造関連装置等の各種ハイテク装置の設計製造、販売2. 自動包装機、クリーニング関連装置等の各種自動機械の設計製造、販売3. <u>半導体素子の販売</u>4. コンピューター応用機器、及びコンピューターシステムの設計製造、販売5. 洗浄機、溶剤回収等の各種環境保全機器の設計製造、販売6. <u>その他上記に関する事業</u> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第8条 (株券の発行)</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単位未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> <p>第9条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。<u>以下同じ</u>) は、その有する単元未満株式の数</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は次ぎの各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 半導体製造関連装置、磁気ディスク製造関連装置、液晶ディスプレイ製造関連装置等の各種ハイテク装置の設計製造、販売2. 自動包装機、クリーニング関連装置等の各種自動機械の設計製造、販売3. <u>太陽電池に付帯関連する装置または部品の設計製造、販売</u>4. コンピューター応用機器、及びコンピューターシステムの設計製造、販売5. 洗浄機、溶剤回収等の各種環境保全機器の設計製造、販売6. <u>電解放出膜に付帯関連する装置又は部品の設計製造、販売</u>7. <u>照明関連部品および製品の製造、販売</u>8. <u>その他上記に関する事業</u> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第8条 (単元未満式の売渡請求)</u> 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数</p>

と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下買増しという。）を当社に請求することができる。

第10条（単元未満株主の権利）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- ④ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載また記録、単元未満株式買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締

の株式を売り渡すこと（以下買増しという。）を当社に請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合は、この限りでない。

第9条（単元未満株主の権利）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項に規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- ④ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

（削除）

第11条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

<p>役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 13 条</u> ～ (条文省略) <u>第 51 条</u></p>	<p><u>第 12 条</u> ～ (現行どおり) <u>第 50 条</u></p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株式喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款の定めによるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株式総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日

以 上